

東京大学低温センター

低温センター・ニュース

TEL. 2851,2852(事務室), 2853(技官室)

○ 人事異動のお知らせ

坂本優事務主任は、4月1日付をもって教育用計算機センターに配置換えになりました。

これに伴い、後任事務主任として環境安全研究センターから大橋悟事務主任が4月1日付をもって就任しました。

○ 液体窒素の利用について

(1) 液体窒素容器登録申請について

新年度にあたり、初めて液体窒素を使用される方に、液体窒素の供給を受けるための手続きについてご案内します。

まず使用される液体窒素容器をセンター所定の『液体窒素容器登録申請書』に必要事項を記入の上、センター技官室(内線2853)に提出して下さい。センターでは、申請書に基づき容器に貼付する登録証を発行しますので、液体窒素容器を使用される前に必ず登録証を容器に貼付し供給を希望される日の午前8時30分までに指定された集配場所に容器を出して下さい。

集配場所についてはセンター技官室にお問い合わせ下さい。

また、現在利用されている方で、登録容器の変更、譲渡、廃棄等がありましたらご連絡下さい。再登録、抹消等の手続きが必要です。

なお、『液体窒素容器登録申請書』はセンター技官室に有ります。

(2) 液体窒素使用内規について

東京大学低温センター液体窒素使用内規

(平成2年5月1日制定)

平成2年11月15日改正

東京大学低温センターで供給する液体窒素の使用について、必要な事項を次のとおり定める。

1. 使用者の資格

使用者は、本学の教官及び職員ならびに学生及びこれに準ずる者に限る。

2. 使用の手続き

使用希望者は、液体窒素容器を準備し、これを予め低温センターに登録する。登録事項は、容器の内容積、使用料金の請求先、集配場所等とし、これらの事項及び登録番号を所定のラベルに記入し容器に添付する。また、登録事項に変更があった場合は速やかに再登録を行う。なお、ガラス製容器は登録できない。

3. 供給方法

(1)供給希望者は、当日の午前8時30分までに登録済みの液体窒素 容器を登録された集配場所に置く。低温センターは、当日集配場所にある全容器を収集し、充填のうえ集配場所に配達する。

(2)別途に定める集配の稀な集配場所に配達を希望する者は、使用予定日の前日の午前10時から午後4時30分までに、構内電話2856番で低温センターに連絡する。但し月曜日の申込は前週の金曜日に行う。

(3)土曜日、休日及び年末年始は供給を行わない。

(4)配達する容器は、内容積50リットル以下とする。50リットルを超える容器については、低温センターまで容器を持参した場合供給を行う。

4. 使用料金等

(1)低温センターは、登録事項に基づき四半期毎に研究室別の供給数量を明らかにした供給一覧表を作成し、部局中央事務若しくは学科事務に送付する。担当掛長若しくは事務主任は、これに確認印を押印のうえ、低温センターに返送する。

(2)使用料金は、専門委員会の議を経て運営委員会で決定し、校費の移算あるいは委任経理金の移し換えにより徴収する。

附 則

この内規は、平成2年9月1日から施行する。

○サブセンター別ヘリウムガス回収率

平成6年3月分

サブ\項目	3/1在庫	4/1在庫	供給量	回収量	回収率(%)
理サブ	130.1	176.7	1549.8	1165.2	77.5
工サブ	112.0	89.4	863.1	679.6	76.7
養サブ	402.5	151.8	884.8	1078.0	94.9
浅野第一	135.0	137.5	65.8	52.5	82.9
分生研	27.8	28.0	21.7	12.1	56.1
農芸化学	102.9	126.4	94.5	60.9	85.7
総合試験所	105.3	102.8	587.3	459.0	77.8
システム	12.1	0.0	0.0	4.0	33.4
備考	回収量 ☆回収率 = (供給量 + 3/1在庫) - (4/1在庫) ☆回収ガスは純度100%として回収量、回収率を計算				

☆センターニュースに関するお問い合わせは、内線2853まで☆